

議会改革検討委員会

第11回報告書

【報告事項】

委員会資料の事前配布の検討

平成30年 5月14日

川崎市議会議会改革検討委員会

1 検討結果

当検討委員会では、本件について調査・検討を行ったところ、委員会資料の事前配布については、これまで議会と執行部との信頼関係に基づき、事実上行われてきた正副委員長への事前説明についての制度化が必要となること、また、委員会資料の事前配布をルール化することにより、情報管理や情報の公開時期等について課題が生じ、執行部の判断により行われてきた正副委員長及び各委員や各会派及び無所属議員への事前説明などについての影響が生じる懸念があること等から、実施は困難であるとの結論に達し、今後ともこれまでと同様に、正副委員長等への丁寧な説明などのきめ細かい対応を執行部に求めていくことで意見が一致し、検討委員会としての結論に至った。

2 議論の概要

(1) 委員会資料の事前配布の必要性に関する協議

- ・ 委員会資料は委員会当日に配布されるため、各委員は、委員会開会後に資料の説明を執行部から受け、その中で課題や指摘事項を見つけ出し、審議することになる。
- ・ 委員会の報告内容によっては、資料のページ数が膨大になることもあるため、事前に委員会資料を確認することができれば、委員会における審議の充実に資するものと思われる。
- ・ 他都市の状況を調査したところ、委員会開催前に資料を事前配布している自治体もあったが、配布の時期や根拠規定等については、自治体によって多種多様な状況であった。
- ・ 正副委員長は委員会当日の円滑な運営に資することを目的として、委員会の日程事項について、所管局から当日資料に基づき事前説明を受けることが慣例となっている。正副委員長からの指摘により資料の訂正が行われることもあるため、正副委員長の確認後に各委員に資料を配布することも考えられる。

(2) 事前配布の実施に係る具体的な検討

- ・ 仮に委員会資料の事前配布を実施することとした場合、委員会で公開する前の情報を各委員が入手することとなるため、情報の取扱いは慎重に行う必要がある。
- ・ また、案件によっては、委員会当日まで情報の漏出を制限しなければならないものもある。全ての委員会資料を事前配布の対象とするのは難しいものと思われる。
- ・ 正副委員長への事前説明は、執行部と議会との関係を踏まえ、委員会の円滑な運営のため慣例的に実施されてきたものであり、制度化されたものではない。資料の事前配布を行う場合は、例えば委員会の前々日に実施することを原則とするなど、具体的な基準を整理すべきと考える。

- ・ 正副委員長は事前説明を直接執行部から受けているが、委員会資料の事前配布を実施した場合は、他の委員については資料を事前に受領するのみで、特段説明を受ける機会がないため、各委員からの資料に対する問い合わせへの対応について検討しておく必要があると考える。事前質問は控え、質問は委員会当日に行うような規定を追加したほうがよいのではないかと。
- ・ しかしながら、委員会で議題となる内容を事前にしっかりと学習した上で委員会の議論に臨むのが議員の責務であると考え、事前配布された資料の内容について、委員会開催前に問い合わせることも容認すべきであり、そのための手段も残しておくべきである。
- ・ 一方で、執行部に対する事前質問を許可した場合、本来委員会の場になされるべき議論が、事前に委員会以外の場で行われてしまう懸念がある。また、委員会開催前に追加資料の提出を依頼されることにより、執行部への負担が増大する恐れがある。
- ・ 検討委員会では、委員会資料の事前配布の検討に当たって、執行部側に意見聴取を実施したところ、情報の適正な管理や、事前質問への対応などについて懸念があることが分かった。
- ・ また、正副委員長への事前説明の制度化や、委員会資料の事前配布のルール化により、これまで執行部の判断により行われてきた議会への事前説明などに影響が生じることが懸念されるため、現状において、委員会資料の事前配布の実施は困難ではないかとの意見があった。

(3) 執行部からの情報提供に関する協議

- ・ 重要案件や、資料のボリュームが大きいものなど、執行部が特に必要であると判断した場合、委員会への報告に当たり、事前に正副委員長や各委員に対して説明が行われてきた。
- ・ 平成29年度は、総合計画第2期実施計画、行財政改革プログラム、今後の財政運営の基本的な考え方などの重要な案件の改定の年であり、議会に対する複数の報告が予定されていたが、正式な議会への報告の前に、執行部側から各会派への説明会の開催や、正副委員長を初めとした各委員に対する事前説明など、丁寧な対応が行われてきた経過がある。
- ・ これらの事前説明は、特段、申し合わせ等に規定されたものではなく、執行部と議会との信頼関係に基づき行われたものである。
- ・ なお、一部議会への対応に慎重な部署があることから、一律な対応を求める意見もあった。
- ・ 委員会資料の事前配布の検討は、「現在は委員会当日まで資料が確認できないため、当日に配付された資料の内容を短時間で確認し、課題や指摘すべき事項を見つけ出し、議論しなければならない。正副委員長への事前説明の時点で他の委員も資料を確認できれば、委員会当日までの間に資料を読み込むことで、より効率的に要点を把握し、議論を深め

ることができる」との考えから協議項目に加えられたものである。この点については、これまでの執行部の丁寧な対応を鑑みると、今後も執行部と議会との関係性の中で十分に対応することが可能であるものと考え

- ・ したがって、委員会資料の事前配布については、特段申し合わせ等を規定するのではなく、これまでの正副委員長及び各委員や各会派及び無所属議員に対する丁寧な対応を今後も執行部に求めていくことを確認し、検討委員会における議論の結論とする。

資 料 編

- 検討項目「委員会資料の事前配布の検討」に関する提案要旨
（自民党）----- 5

- 「委員会資料の事前配布の検討」に関する協議経過----- 6

- 政令指定都市における委員会開催前の委員会資料の取扱状況----- 7

- 委員会資料の事前配布に関する申し合わせ 正副委員長案----- 8

提案内容の要旨

検討項目	要旨
委員会資料の事前配付の検討（自民党）	<p>現在は委員会当日まで資料が確認できないため、当日に配付された資料の内容を短時間で確認し、課題や指摘すべき事項を見つけ出し、議論しなければならない。</p> <p>事前に正副委員長は正副レクにおいて資料を確認できる。この時点で他の委員も資料を確認できれば、委員会当日までの間に資料を読み込むことで、より効率的に要点を把握し、議論を深めることができるものとする。</p>

「委員会資料の事前配布の検討」に関する協議経過

○提案の要旨（自民党）

「現在は委員会当日まで資料が確認できないため、当日に配付された資料の内容を短時間で確認し、課題や指摘すべき事項を見つけ出し、議論しなければならない。

事前に正副委員長は正副レクにおいて資料を確認できる。この時点で他の委員も資料を確認できれば、委員会当日までの間に資料を読み込むことで、より効率的に要点を把握し、議論を深めることができるものとする。」

○協議経過

平成28年8月25日（木） 協議開始

以降、平成29年2月9日（木）まで計5回にわたり協議を実施

（平成28年8月25日、10月17日、11月18日、12月13日、平成29年2月9日）

⇒おおむね各会派とも提案趣旨に賛同しており、実施の方向で協議が行われた。ただし、実施に当たっては、具体的な資料の配布時期や配布方法、執行部側の公表時期との調整など、事前に整理しなければならない事項が複数あるため、事務局を通じて執行部側の意見を伺い、適宜調整しながら検討を進めることとした。

⇒検討委員会における協議と並行して、執行部側において情報発信の在り方についての協議が行われていたため、執行部側から一定の方向性が示されるまでの間、検討委員会における協議を保留することとした。

○時間の経過による状況の変化

- ・ 提出予定議案（追加議案を含む）の一部に関する各議員への事前説明
- ・ 川崎市総合計画第2期実施計画素案等の報告に関する各議員への事前説明
- ・ 川崎市議会文書共有システムの導入 ほか

委員会開催前における委員会資料の取扱い

都市名	事前配布	対象	配布の時期	根拠等	報道への情報公開時期
札幌市	有	委員長からの指示	基本は当日配付だが、1～3日前が多い ※原局と協議する	無	委員会当日に公開
仙台市	有	全委員	2日前	議運での協議結果	委員会当日に公開
さいたま市	有	まちづくり委員会の場合、全委員(上記以外の委員会:なし)	概ね2～3日前	先例(道路現況写真を配付)	委員会当日に公開
		予算委員会の場合、全委員	概ね2～3日前	委員会での決定	
千葉市	無				
横浜市	無				
相模原市	無				
新潟市	有	正副委員長	前日正午まで	議運での協議結果	委員会当日に公開
		その他委員	前日正午まで		
静岡市	無				
浜松市	有	正副委員長	事前説明(1～2日前)時	無	委員会当日に公開
		その他委員	事前説明(1～2日前)後		
名古屋市	有	委員長のみ	委員会当日(開会前)	無	委員会当日に公開
京都市	有	全委員	原則2日前まで	無	委員会当日に公開
大阪市	有	全委員	概ね7日前	無	委員会前に公開されることもある
堺市	有	全委員	概ね7日前	無	委員会前に公開されることもある
神戸市	有	全委員	7日前	無	委員会前に公開されることもある
		非交渉会派・無所属議員(所属委員がいない場合)、各会派政務調査員	7日前		
岡山市	有	全委員(希望する議員も含む)	2日前	無	委員会前に公開されることもある
広島市	有	全議員	2日前	無	委員会当日に公開
北九州市	有	全委員	7日前	無	委員会前に公開されることもある
福岡市	有	正副委員長	事前説明(1週間～10日前)時	無	委員会前に公開されることもある
		その他委員	事前説明(1週間～10日前)後		
熊本市	有	正副委員長	事前説明(本会議初日午後)時	無	委員会前に公開されることもある
		希望する委員 ※委員長の判断による	事前説明(本会議初日午後)後		
川崎市	有	正副委員長	事前説明(概ね2～3日前)時	無	委員会当日に公開

委員会資料の事前配付に関する申し合わせ 正副委員長案

- 1 常任委員会における審査、調査等に必要な資料については、所管局は委員会開催日の概ね2日から3日前まで（土・日を含まず）に正副委員長へ提出し、事前説明を行うものとする。
- 2 正副委員長への事前説明終了後、所管局は速やかに同様の資料を議会局へ提出し、議会局から各委員へ配付するものとする。
ただし、正副委員長への説明の後、所管局において資料の精査などが必要となる場合もあるため、委員会当日の配付となることもある。
- 3 資料配付後、内容等の訂正があった場合は、速やかに正副委員長へ説明し、確認を得た後、議会局職員から各委員へ報告するものとする。
- 4 事前に説明、配付することが困難な事案（急きょ、日程追加する事案など）については、所管局は対応が可能となった時点で、速やかに正副委員長へ説明し、その後、同様の資料を議会局へ提出し、議会局から各委員へ配付するものとする。
- 5 正副委員長、及び各委員は、事前に提出された資料について適切に管理するものとする。